

令和7年4月21日

取引適正化・料金透明化に向けた自己適合宣言

LPガス業界においてこれまで課題とされてきた商慣行について、その是正・改革による取引の適正化・料金の透明化を図るため、液化石油ガス法の改正省令が施行されることとなりました。

これを受けまして、岩見沢ガス株式会社は以下の基本方針を定め、今後の業務に取り組んで参ります。

基本方針

1. 当社は、資源エネルギー庁が推進した液化石油ガス法「改正省令」を遵守いたします
<改正省令の概要>

1) 過大な営業行為の制限

- ・ 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- ・ LPガス事業者の切替えを制限する契約締結等の禁止

2) 三部料金制の徹底

- ・ 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）への移行
- ・ LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ・ 賃貸向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

3) LPガス料金等の情報提供

- ・ 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）
- ・ 入居希望者から直接要請があった場合のLPガス料金等の情報提供義務

2. 当社は、資源エネルギー庁が推進した液化石油ガス法「改正省令」を遵守するために以下を行い社内徹底いたします

1) 行動指針の策定

2) 行動指針浸透の為の定期会議の開催

以上